

サウジアラビアとアラブ首長国連邦（UAE） における廃棄物処理法

2013年10月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた2013年10月30日時点の情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

サウジアラビアとアラブ首長国連邦（UAE）における廃棄物処理法

中近東においても廃棄物処理は近年注目を浴びてきています。本稿では、サウジアラビアおよびUAEにおける関連法令の現状をまとめます。

サウジアラビア

サウジアラビアでは新たな廃棄物処理法が、2013年8月23日のサウジ官報による発表から90日後の同年11月21日に施行されます。同法は、廃棄物処理に関するサウジアラビアで初めての法律であり、自治省を主務官庁として、これまで規制のなかったサウジアラビアにおける廃棄物処理業の整備の枠組みを与えるものとなります。

同法は、固形廃棄物の処理に関する包括的な枠組みを定めるものであり、固形廃棄物の分別、回収、輸送、分類、処理および処分などすべての工程に適用されます。新法において、固形廃棄物とは、家庭、建設現場、工場、オフィス、小売店、ホテル、飲食店、病院、交通機関などの廃棄物全般を指し、医療廃棄物、溶剤、油脂、潤滑剤、放射性物質、染料、汚泥、廃酸、アルカリ、工業廃材や産業廃棄物などの危険物もこれに含まれます。

詳細は施行規則で明らかにされるものと見られますが、廃棄物回収と処理に関する自治省のすべての責任が同法により明確にされています。自治省の責任には以下のことが含まれます：

- 廃棄物処理の国家政策を構築する。
- 廃棄物処理プロジェクトの実施を監督する。
- 廃棄物処理の必要条件を確定する。
- 自治体内での廃棄物処理能力を確保する。
- 埋立地における環境基準を設定する。
- 廃棄物の焼却を取締まる。
- 廃棄物処理の観点から環境問題への意識を高める。
- 廃棄物処理のための緊急対策を計画する。
- 廃棄物処理費用の資金調達方法を見直す。
- 廃棄物削減計画を打出す。
- 資源ごみを含め、廃棄物コンテナの設置場所を決める。

- 廃棄物処理に民間企業の協力を仰ぐ。
- 廃棄物処理に関連する作業・活動を行うための認可を民間企業に与える。

同法は、国家レベルでは自治省が、地方レベルでは各自治体が、廃棄物回収および処理を行う認可請負業者と契約を結ぶことを必要条件としています。また、第14条では、これら公共機関は、その廃棄物処理計画に関し、専門家に助言を求めてよいとされています。ビジネス界の関心が最も集まるのは、これら公共機関の請負契約を結ぶ権限に対してです。自治省は、国家廃棄物処理計画を策定するために民間企業に助言を求め、それに続き、各自治体は、現地における廃棄物処理計画の実施方法について同様に助言を求めると予想されます。

本法律制定の背景には、サウジアラビアの人口増加に伴い、廃棄物処理問題が深刻化すると予測され、管轄当局は早期に対策を講じなければならないという実情がありました。また、同法の発布は、アラブの春（中近東・北アフリカ域内各国での民主化運動）以前から始まった公共支出の拡大時期とも重なり、雇用機会増や民間企業に対する新規ビジネス機会の創出にも寄与すると期待されています。

サウジアラビアの廃棄物処理市場に進出を望むコンサルタントおよび請負業者は、さまざまな法的問題を考慮する必要があります。廃棄物処理法に引続く同施行規則には、コンサルタントや請負業者が、認可業者として同国市場への参入要否の判断を下すために押さえておくべき具体的な情報が含まれるものと思われます。また、これら業者は、サウジアラビアに進出するすべての企業が考慮すべき問題を検証する必要があります。考慮すべき問題とは、企業の目的に最も適した法人形態、課税方式、外国人労働者のサウジアラビアでの労働許可に必要な条件などです。労働力のうち自国民が占めるべき割合については、サウジ労働省は、民間セクターのサウジ人化政策の一環として、業種ごとに随時、必要条件を更新しているため、常に情報収集を続ける必要があります。また、サウジアラビアで事業を行う場合の課税制度について理解しておく必要があります。

アラブ首長国連邦 (UAE)

これまで中近東地域は、廃棄物処理に対する取組みが総じて遅れており、数年前までは、エネルギー関連事業に派生する廃棄物の処理に限り真剣に取り組んできました。各首長国では異なる廃棄物処理法および規則が実施されていますが、本稿では、最も法制の整ったアブダビとドバイに注目します。

アブダビ

アブダビでは、廃棄物処理センター（CWM）がナダーファ廃棄物処理プログラムを進めています。ナダーファ・プログラムは、2011年に施行され、アブダビ首長国における、

- (i) 廃棄物の削減
- (ii) 過剰な廃棄物や不適切な処理による環境汚染への対策
- (iii) 適切かつ持続可能な天然資源の利用を確実にする

ことを目的としています。CWMおよびナダーファ・プログラムは、2005年アブダビ首長国法第21号の発布により設立されました。これは、規制上の要件を設定し、アブダビ首長国の廃棄物処理規定を有効にするための法的枠組みです。また、2005年アブダビ法は、CWMの責任についても定めており、それら項目はサウジアラビア自治省が負う責任とおおむね同じです。

廃棄物処理の取組みを率先して進めるにあたり、アブダビは、すべての商工業廃棄物の生産者が支払うべき廃棄物税を導入し、アブダビで設立される新企業は、法を目をくぐることができないように、事業認可手続の初期段階に異議なし証明書（NOC）を提出するとの要件が設けられています。現在の廃棄物税は、年間1トンにつきAED225です。

CWMは、アブダビの廃棄物処理事業の監督機関であるとともに、アブダビに大規模なエネルギー廃棄物処理事業を確立するために、商業上の役割も担っています。2012年、CWMはアブダビに本社を置く国際エネルギー会社TAQAとジョイントベンチャーを組成し、およそ100万トンの廃棄物から100メガワットの電力を発電する新たな廃棄物発電所の建設に取り組んでいます。またCWMはTAQAと協力して、ダルマー島に1～2メガワットの小規模な廃棄物発電所の建設事業も進めているもようです。

1990年代にアブダビが先陣を切って着手した民間型の電力開発や海水淡水化プロジェクトに触発され、サウジアラビア、カタール、バーレーン、クウェートでIPP、IWPPプロジェクトが広まったように、アブダビで、CWMとTAQAが廃棄物処理分野での大規模な新プロジェクトを推進することにより、同様のプロジェクトが湾岸地域に広まることを期待されます。

ドバイ

ドバイでは1990年代後半、廃棄物処理法が施行され、2003年市政勅令11号により、廃棄物処理およびドバイの公共衛生が管理監督されています。これを管轄するのは、ドバイ市政庁の廃棄物処理庁（DM-WMD）です。

DM-WMDは、市政命令の必要条件が順守されることを確実にするために3つのガイドライン（” 廃棄物回収と輸送サービス”、” 廃棄物取引”、” ショッピングセンターの廃棄物再利用”）を発効しています。

廃棄物の再利用は1990年代に始まり、2011年には、17万5,000トンの資源ごみが回収されました。DM-WMDの役割は、アブダビのCWMと同じように、廃棄物処理の商業的側面にも関与し、さまざまな種類のリサイクリングに取り組む官民協同プロジェクトを進めています。例えば、2010年には、建設廃材および解体廃棄物のためのリサイクリング施設を完成させ、Emirates Recycling社が運営しています。また、Tadweer社が運営する廃材回収施設は2006年から稼働しています。

DM-WMDは現在、ドバイ市内5カ所の埋立地を管轄しており、そのうち3カ所では一般廃棄物、1カ所では建設廃材、もう1カ所（ジュベル・アリ）では医療廃棄物を含む危険廃棄物を回収しています。

DM-WMDは、今後20年間のドバイでの廃棄物処理に対する包括的な対策をまとめた廃棄物処理計画を策定中です。この計画は、近々発効され、実施されるものと見込まれます。